

## 社会福祉法人蒲生会本部役職員等報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人蒲生会（以下「法人」という）の本部に所属する役員（評議員及び評議員選任・解任委員を含む、以下同じ）及び職員（本部事務局長及び事務局員）の報酬等に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (常勤役職員等の給与)

第2条 常勤の役員及び職員については、法人職員給与規程を適用し、役員及び事務局長には施設長に準じた給与を、事務局員には事務員に準じた給与を、それぞれそれ以内の額で支給する。但し、それらの役職員が施設の職員を兼務し、施設により給与の支給を受けている場合を除く。

### (役職員本部手当)

第3条 役職員にはその職責、職務等に応じた本部手当を別表1以内の額で支給する。

2 役職員本部手当については、前条但し書き以降は原則として適用しない。

### (費用弁償費)

第4条 役員が理事会等へ出席する等の法人の業務を処理したときは、別に定める旅費規程により旅費を支払うか、または交通費、通信費、事務用雑費、活動費等の費用を、1日当たりの業務処理時間に換算して別表2以内の額で弁償する。

### (支給の例外)

第5条 弁護士、公認会計士、司法書士、税理士、社会保険労務士等の専門職に役員等を委嘱したときは、前条までの規定にかかわらず委嘱先の報酬基準等を勘案・協議して支給額を決定することがある。

### (支給の限度)

第6条 本規程における報酬等の支給は、法人本部サービス区分の当該年度の予算の範囲内で執行するものとし、支給額の決定及び改定は理事長の専決事項とする。

### (附則)

- 1 この規程は、平成7年4月1日より施行する。
- 1 この規程は、平成17年4月1日より施行する。
- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 役職員本部手当の月額

役職員名	理事長	常務理事、事務局長	準常勤役員及び評議員	事務局員
金額 円	50,000	30,000	20,000	10,000

別表2 費用弁償費の額

1日当たり業務時間	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上	
金額 円	5,000	10,000	20,000	